

情報公開規程

第1条（目的）

この規程は、有限会社CR-ASSIST（以下「当社」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、当社の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

第2条（法人の責務）

この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

第3条（利用者の責務）

情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害してはならない。

第4条（書類の事務所備え置き）

当社は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程および個人情報保護規程の定めるところに従い、主たる事務所への備置きにより、情報の公開を行うものとする。

第5条（情報公開の方法）

当社は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

第6条（情報公開の対象）

情報公開の対象には、①定款、②事業計画書・収支予算書、③事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、財産目録、④取締役による議事の記録簿、株主総会議事録、⑤個人情報保護規程の定めるものが含まれる。

第7条（閲覧等の場所及び日時）

前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、取締役の指定する場所とする。

2 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、当社の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、当社の業務時間のうち、午前10時から午後4時までとする。ただし、当社は、正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

第8条（閲覧等に関する事務）

第6条に基づき別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次に定めるところにより取扱うものとする。

1. 閲覧等申請について、メール等で適宜必要事項を求めることとする。
2. 1の内容を確認し、申請された書類を閲覧に供する。
3. 閲覧等の請求については、必要となった場合は、請求した者から実費を徴収する。

第9条（その他）

この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、株主総会の決議により定める。

第10条（管 理）

当社の情報公開に関する事務は、取締役が兼ねることとする。

第11条（改 廃）

この規程の改廃は、株主総会の決議による。

附 則 この規程は、2024年11月27日から施行する。